

宇摩ケアプランセンター

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けていま

1 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

ウマ商事株式会社が開設する宇摩ケアプランセンター（以下「事業所」と言う。）が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」と言う。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(二) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健・医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図るものとする。
- ③ 居宅介護サービス計画が特定分野に偏らないようにする。

2 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 宇摩ケアプランセンター
- ② 所在地 四国中央市中曾根町 1257 番地

3 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に所属する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者（主任介護支援専門員）1 名 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該事業所の運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- ② 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

4 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日～1月3日まで及び8月13日、10月23日（地方祭）を除く。

② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

5 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

（一） 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- ① 当該地域における指定居宅サービス等に関するサービス情報の提供。
- ② 要介護認定の申請等にかかわる援助。
- ③ サービス利用の援助。
- ④ 訪問調査。
- ⑤ 居宅サービス計画の作成とサービス担当者会議の開催。
- ⑥ 居宅サービス計画の実施状況の把握と利用者等の状況の把握。
- ⑦ 主治医の指示・意見などに応じてかつ計画的な居宅サービス計画の変更。
- ⑧ 介護保険施設等からの退院・退所時の居宅サービス計画作成などの援助。
- ⑨ 利用者の日常生活全般を支援するために介護保険外のサービス利用の検討。
- ⑩ 自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価とその改善
- ⑪ 指定居宅サービス等に対する苦情への迅速かつ適切な対応。
- ⑫ 市町村、居宅介護支援事業者その他地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携。
- ⑬ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ⑭ 利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑮ 指定居宅サービス等について保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書による利用者の同意を得なければならない。

（二） 利用者の相談を受ける場所は事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

（三） 使用する課題分析票の種類は利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式（居宅サービス計画ガイドライン）を使用する。

（四） サービス担当者会議の開催場所は利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。

（五） 介護支援専門員の居宅訪問頻度は月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。

（六） 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準に

よるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(七) 居宅介護支援に要する費用

基本報酬

居宅介護支援費Ⅰ	要介護 1・2	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円

加算（各々について要件を満たした場合に算定されます。）

イ	初回加算	3,000 円/月
ロ	特定事業所加算Ⅰ	5,190 円/月
	特定事業所加算Ⅱ	4,210 円/月
	特定事業所加算Ⅲ	3,230 円/月
	特定事業所加算 A	1,140 円/月
ハ	特定事業所医療介護連携加算	1,250 円/月
二	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500 円/月
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円/月
ホ	退院・退所加算Ⅰイ	4,500 円/回
	退院・退所加算Ⅰロ	6,000 円/回
	退院・退所加算Ⅱイ	6,000 円/回
	退院・退所加算Ⅱロ	7,500 円/回
	退院・退所加算Ⅲ	9,000 円/回
ヘ	通院時情報連携加算	500 円/回
ホ	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回
チ	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/回

次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実費とする。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね 15 k m 未満 500 円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね 15 k m 以上 30 k m 未満 1000 円
- ③ 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね 30 k m 以上 2000 円

(八) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、四国中央市（新宮・嶺南地域を除く）の区域とする。

7 その他運営に関する重要事項

- (一) 介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (二) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの日道を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- (三) この規律に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ウマ商事株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

8 苦情申立の制度

- (一) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ① 相談・苦情に対する常設の窓口として、常勤の職員を相談担当者とする。
- ② 基本的な事項についてはどの職員も対応できるようにする。
- ③ 担当者不在の場合、報告・連絡・相談を確実に行う。

（電話番号） 0896-23-6533

（住所） 〒799-0413

愛媛県四国中央市中曽根町 1257 番地

（担当者） 谷 千里

- (二) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合は、ただちに指定居宅サービス事業者等の責任者に連絡をとり責任者及び担当者から詳細を聞きます。場合によっては、利用者を含めて話し合い、早急に具体的な対応をとります。

9 行政機関その他苦情受付機関

四国中央市役所 福祉部 介護保険課	所在地	〒799-0497 四国中央市三島宮川 4-6-55
	電話番号	0896-28-6025
	F A X	0896-28-6059
	受付時間	8:30~17:15
愛媛県 国民健康保険団体連合会 介護・保健課	所在地	〒799-8550 松山市高岡町 101-1
	電話番号	089-968-8700
	F A X	089-968-8717
	受付時間	8:30~17:15

9 業務継続計画の策定等

- (一) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅 介護支援等の継続的な提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じます。
- (二) 事業所は介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (三) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 虐待防止に関する事項

- (一) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
- (二) 管理者は、虐待防止委員会に属し、定期的に参加します。
- (三) 虐待防止のための指針を整備します。
- (四) 虐待防止のための定期的研修会の参加（年1回以上）を行います。
- (五) 事業所は、サービス提供中にサービス事業所職員または利用者の家族 による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に 通報します。

11 ハラスメント防止・対策

- (一) 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種 ハラスメントを防止するために必要な措置を講じます。
 - (二) 事業所は利用者、その家族より介護支援専門員がハラスメントを受けた 場合、契約書第18条に基づき契約を直ちに終了することができます。
- ※ 当重要事項説明書は、今後変更する場合がございます（令和6年4月1日現在）

12 感染症対策の強化 事業所は、感染症の発生やまん延等に関する取り組みとして、委員会の出席、指針の整備、研修会の参加、訓練の実施を行います。

13 認知症介護研修の取り組み 介護支援専門員は、認知症についての理解と更なる知識向上のために、年1回以上の研修会に参加します。

同意書

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

愛媛県四国中央市中曾根町 1257 番地
宇摩ケアプランセンター

職名 _____ 説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面にに基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ (印)

代理人氏名 _____ (印)

続柄 ()

